

## 書陵部図書課研究職員募集要項

募集人員 1名

- 採用後の職務
- (1) 宮内庁内各部局からの歴史資料として重要な公文書の移管に関する業務
  - (2) 公文書管理法に基づく利用請求についての審査業務
  - (3) 利用請求者等からの照会等への対応業務
  - (4) 館所蔵公文書に関する情報システム及びデータベースの構築・管理に関する諸業務
  - (5) 館所蔵公文書の保存環境の整備に関する業務
  - (6) 展示会の企画調整、準備、実施等の利用促進に関する諸業務
  - (7) 館所蔵公文書に関する調査・研究
  - (8) 当庁業務に習熟するための若干年の他部署での業務

採用後の待遇 国家公務員・内閣府事務官・研究職

給与：学歴・経験等を考慮し、「一般職の職員の給与に関する法律」に基づき決定する。

(参考) 大学院修士課程修了直後に採用された者の俸給月額(216,700円程度)

なお、上記の他条件に応じて諸手当が支給される。

(注) この額は、令和元年12月1日現在の「一般職の職員の給与に関する法律」の規定による。

勤務時間 原則、午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）

勤務場所 東京都千代田区千代田1-1 宮内庁書陵部図書課宮内公文書館

- 応募資格
- (1) アーカイブズ学、図書館情報学、記録管理学、日本史学（近現代史）、法学、政治学等を専攻し、明治初期から戦前期にかけての文書等（翻刻されていないもの）を読解し、当時の時代状況、法制度等に即して記載内容を正確に把握し、かつ説明する能力を有すると認められる者
  - (2) 上記の専門教育課程を経て大学院修士課程（博士課程前期）を修了した者（採用時点で修了している見込みのある者を含む）、あるいはそれと同等以上と認められる者
  - (3) 心身共に健全で、永年勤続可能な者
  - (4) 簡単なパソコンの操作（Excel、Word、一太郎等）ができること
- なお、以下に該当する者は応募できない。
- (1) 日本国籍を有しない者
  - (2) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の規定により国家公務員となることができない以下の者
    - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなる者

までの者

- ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者  
(心神耗弱を原因とするもの以外)

採用予定期間 令和2年4月1日

応募書類 (以下の全件を一括して提出すること)

- (1) 履歴書 (写真貼付) 1通
- (2) 大学学部卒業証明及び成績証明 各1通
- (3) 大学院修了 (若しくは修了見込) 証明及び成績証明 各1通
- (4) 志望動機 (1,000字以内、様式任意) 1通
- (5) 業績目録 1通

書式は自由とするが、著書・論文などの種類別 (かつ発表順) にまとめ、連名の業績については、応募者の分担範囲を明示すること。また、博士論文・修士論文・卒業論文は業績目録に含め、1,200字以内の要旨を別途添えること。

- (6) 主要業績 (抜刷・コピー可) 3点以内

※なお、上記以外の書類 (推薦書等) の提出は御遠慮願います。

書類送付先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁書陵部図書課庶務係長 柏木あて

必ず簡易書留とし、封筒の表に「図書課研究職応募書類在中」と朱記すること。

なお、不採用となった場合は、応募書類は返却するので、宛先を明記の上、返信用切手 (簡易書留・送付時と同額) を貼付した返信用封筒 (送付時と同型のもの) を同封すること。

書類受付期間 令和元年12月25日(木)から令和2年1月27日(月)(必着)

選考方法 書類選考で適格と判断した者について、面接等の試験及び健康診断を行って採否を決定する。

採否の通知 採用内定者には電話連絡する。また、不採用とする者には文書で通知する。

照会先 〒100-8111 東京都千代田区千代田1-1

宮内庁書陵部図書課庶務係長 柏木

電話03-3213-1111 (内線3433)